

## 田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野畑村マスコットキャラクター「タノくん」（以下「キャラクター」という。）のデザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターの名称及び形状は、別表及び別表の形状を展開したものとする。

(キャラクターの使用)

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めない。

- (1) 村のイメージや品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠として独占的に使用する、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (5) その他村長が使用について不適當であると認めるとき。

2 営利を目的としてキャラクターを使用する者は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(使用承認申請)

第4条 前条第2項の承認を受けようとする者は、田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により申請者に通知するものとし、使用を承認しないときは、田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用不承認通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう改変をしないこと。
- (3) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難な場合はその写真をもって代えることができる。
- (4) キャラクターの使用により、損害が生じ又は他人に損害を与えた場合は、使用者の責任において損害額を負担、又は賠償しなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第7条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用承認変更申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による変更を承認するときは、承認通知書により通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 村長は、使用者がこの要領に違反していると認められた場合は、承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、田野畑村マスコットキャラクターデザイン使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

キャラクターの名称	キャラクター形状
タノくん	